



### 市議・市長選挙立候補予定者への説明会

今年、統一地方選挙の年です。  
4月12日(日)に広島県議会議員一般選挙が、4月26日(日)には尾道市議会議員一般選挙と尾道市長選挙が行われる予定です。

市議会議員・市長選挙の立候補予定者への説明会を次のとおり行います。

**日時** 2月28日(土) 13:30～

**場所** 総合福祉センター

※説明会当日、届出関係書類をお渡しします。

※参加者は、1立候補予定者について2人以内でお願いします。

**すきです尾道 明るい選挙**

■選挙管理委員会事務局  
(☎0848-38-9258)

### 4月1日から市役所本庁舎および分庁舎の電話番号が変わります

今までの番号 → 新しい番号  
0848-25-7△△△ 0848-38-9△△△

今までの番号は、3月31日(火)をもって使用を終了します。

新しい番号は既に運用を始めており、現在は両方の番号が使用できます。

新しい番号は、市ホームページをご覧ください。また、広報おのみち3月号でもお知らせします。

市役所の電話番号を電話機等に登録している人は、3月31日(火)までに変更をお願いします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎総務課(☎0848-38-9332)

### 水道管にも防寒対策を

寒さが厳しくなると水道管が凍結して水が出なくなることがあります。また、管が破裂してしまうこともあり、宅内の水道管が破裂してしまうと、修理費用は自己負担となります。

#### ●凍結を防ぐには

市販の保温材や毛布・布などで水道管を覆い、ビニールテープを巻く

などの方法が有効です。毛布や布で覆う場合には、ぬれると逆効果になるので、ビニールをかぶせるなどしてください。

#### ●凍結して水が出ない時には

蛇口にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけてゆっくりと溶かす方法が有効です。

#### ●水道管が破裂した場合には

水道メーターのそばにある元栓(止水栓)を閉め、最寄りの市指定給水装置工事業業者または水道局までご連絡ください。

市指定給水装置工事業業者を確認するには、市ホームページ「サイト内検索」に「給水装置」と入力して、検索してください。

☎水道局(☎0848-37-8700)

水道局因島瀬戸田営業所  
(☎0845-22-0499)

### 尾道税務署からのお知らせ

☎尾道税務署(☎0848-22-2131)

■平成26年分の確定申告の相談及び申告書の受付は【尾道税務署/9:00～17:00(受付は9:00～16:00)】

●所得税及び復興特別所得税 2月16日(月)～3月16日(月)  
※還付申告については、1月1日以後、提出することができます。

●消費税及び地方消費税 3月31日(火)まで  
※土・日曜は申告の相談および窓口での申告書の受付は行っておりませんので、ご注意ください。  
なお、申告書は、郵送等または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。  
※税務署の駐車場は台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。  
※申告期限間近になると会場内が大変混雑しますので、お早めに申告されることをお勧めします。

#### ■出張相談会場の開設日程

【9:15～17:00(受付は9:15～16:00)】

#### ●生口島地域

日程 2月10日(火) 場所 瀬戸田市民会館

#### ●因島地域

日程 2月12日(木)・13日(金) 場所 因島市民会館

#### ■消費税率の変更にご注意ください

(同一の課税期間内に複数の税率が混在します。)

平成26年3月31日までに行われた取引

⇒ 税率5%(地方消費税を含む)

平成26年4月1日以後に行われる取引

⇒ 税率8%(地方消費税を含む)

帳簿等において、課税取引を取引時期別(または適用税率ごと)に区分しておく必要があります。

※消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。

## 冬季の節電へのご協力のお願い

今冬の節電の取り組みとして、3月31日(火)までの平日の9:00~21:00において、無理のない範囲で節電にご協力をお願いします。

### ■家庭の節電取り組みの例

- 重ね着などで室温20℃を心がけましょう。
  - 電気カーペットは人のいる部分だけを温めるようにしましょう。
  - 電気の暖房機器を使う場合には、エアコンと電気ストーブ・ヒーターを使い分けましょう。
  - こたつは上掛けなどを活用し、暖気を逃がさないようにしましょう。
- これら以外にも節電をお願いします。

環境政策課(☎0848-38-9434)

## 20歳になったら国民年金~新成人の皆さんへ~

国民年金制度は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

### ■国民年金のポイント

#### ◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

#### ◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

### ■「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

#### ◎「学生納付特例制度」

学生の人一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

#### ◎「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険年金課(☎0848-38-9135)

## 清掃

~毎月1日は  
「門前清掃の日」です~

【旧尾道・御調・向島地区】 清掃事務所 (☎0848-48-2900)  
【因島地区(原・洲江含む)】 南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)  
【瀬戸田地区】 南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

### 「ごみステーション」の設置

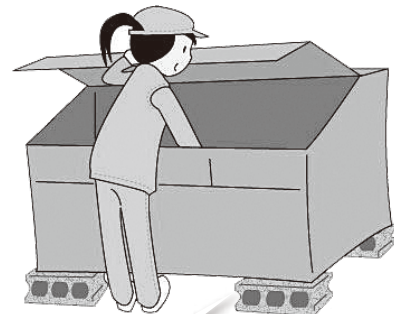
町内会等で「ごみステーション」の新設・作り替えをする場合

※事前に必ず清掃事務所・南部清掃事務所へご相談ください。また、イラスト(見本)のような、市民の皆さんが入れやすい・作業者が出しやすいごみステーションでご検討ください。ごみの量や地域事情、設置場所、予算等による制約もあると思いますので、可能な範囲で参考にしてください。

2m程度の高さの天井。  
2m程度の開口部。  
観音開きかスライド式。



1m程度の奥行。  
高めの床面。



ブロック等で床面を高く。

「休日」のごみ持込受付は~毎月第4日曜~

1月の休日のごみ持込受付は、25日(日)8:30~12:00です。  
(詳しくはお問い合わせください)



## マイナンバー

# マイナンバーって なあに!

市民課(☎0848-38-9102)

### マイナンバー制度

住民票を有する全ての人に1人1つの番号が付きます。社会保障、税、災害対策の分野で情報を管理し、いろいろな機関にある個人の情報が同じ人の情報であることを確認するための制度です。

国の機関や他の市町村等との情報連携が可能になり、行政事務の効率化が図られます。また、各種申請時の住民票などの添付書類が不要となったり、手続きの時間が短縮されるなど利便性の向上が期待されています。

### マイナンバー制度のスケジュール(予定)

- 平成27年10月～ 番号通知…皆さんの個人番号をお知らせする「通知カード」を送付します。
- 平成28年1月～ 個人番号カード発行…通知カードと一緒に送付される書類で申請することにより作成されます。個人番号の利用が開始されます。
- 平成29年1月～ 国の機関等間で特定個人情報の照会・提供が開始されます。マイポータル(個人番号の利用が確認できる個人用ウェブサイト)の運用が開始されます。
- 平成29年7月～ 地方公共団体の機関においても、特定個人情報の照会・提供が開始されます。  
※特定個人情報とは、個人番号や個人番号に対応する符号をその内容に含む個人情報のことです。

### 個人番号カード

顔写真付きのカードで、電子証明書も標準搭載されます。

カードには、名前、住所、生年月日、性別と個人番号が記載され、同様の情報がICチップ内にも入ります。所得などその他の情報は記録されません。

交付手数料は今後の検討とされ、有効期間は発行から10回目の誕生日まで(カード発行時の年齢が20歳未満の場合は5回目の誕生日まで)です。

### 個人番号カードと住民基本台帳カード

平成27年12月で住民基本台帳カードの発行を終了します。住民基本台帳カードは有効期限まで身分証明書として使用できます。個人番号カードは、住民基本台帳カードと引き換えで交付され、両方を同時に持つことはできません。

### 個人番号カードと電子証明書

個人番号カードには、電子証明書が搭載されます。有効期間は5年になる予定です。現在、電子証明書を取得している人は、有効期限まで使用できますが、個人番号カード取得と同時に現在の電子証明書は失効となります。

## 公的個人認証サービス「電子証明書」をご利用の皆さんへ

### ■今年に特に！電子証明書の有効期限を早めに確認し、早めの手続きをお勧めします

平成28年1月に個人番号カードを取得した場合、住民基本台帳カードに搭載された電子証明書は失効となります。今年、電子証明書を手数料500円で取得された場合は1年足らずで失効することになります。

e-TAX(国税電子申告)などを利用する人で電子証明書の有効期限が申告期間内にあり、有効期限までに申告手続きを行えば新たに電子証明書を取得する必要はありません。

電子証明書の有効期限は、取得時にお渡しした電子証明書の控え、「公的個人認証サービスポータルサイト」および本庁市民課、因島総合支所、御調・向島・瀬戸田各支所窓口で確認できます。

### ■電子証明書が期限切れの人は早めに取得してください

e-TAX(国税電子申告)等の申請期間になると窓口が込み合います。有効期限切れ等で電子証明書が必要な場合は、余裕をもって申請をしてください。

※取得に関して詳しくは、取扱窓口へお問い合わせください。

**取扱窓口** 市民課、因島総合支所市民生活課、御調支所まちおこし課、向島支所しまおこし課、瀬戸田支所住民福祉課

3月13日(金)までの毎週金曜は電子証明書の発行を19:00まで時間延長します。

**実施日** 1月16日・23日・30日、2月6日・13日・20日・27日、3月6日・13日

**実施場所** 本庁市民課、因島総合支所市民生活課

市民課(☎0848-38-9160)

公的個人認証サービスポータルサイト

☎http://www.jpki.go.jp

■料金表示のないものは参加無料です。

☎電話

☎ファクス

✉電子メール

🏠ホームページ

📄申込先

🗨️お問い合わせ先

# 平成27年1月17日で阪神・淡路大震災から20年が経過します

図総務課(☎0848-38-9216)

平成7年1月17日、5時46分に発生した阪神・淡路大震災(震度7、マグニチュード7.3)から今年で20年が経過します。この大災害を教訓として継承していくためにも今一度皆さんで考えましょう。

阪神・淡路大震災から20年

被害

- 死者6,434人(内約8割の約5,000人は木造家屋の倒壊、約1割は家具の転倒が原因と考えられている)
  - 家屋被害639,686棟(内全壊104,906棟)
  - 避難者数(ピーク時)300,000人以上
- 2階建て木造家屋の場合、屋根瓦と2階の重みで1階の柱が折れて潰れるケースが多かったが、建物が倒壊しても2階の場合は、生存のスペースが残りやすく死者は少なかったと言われています。



## 大地震に備えましょう

対策

- 木造家屋の耐震診断、耐震改修(昭和56年5月31日以前に建てられた建物)
- 家具の固定(寝室のタンスなど)
- 非常持出し品の準備(冬季の場合はカイロや防寒着等も)

建物の下敷きなどになった要救助者の内約77%の人は近隣住民等により救出されたと言われています。いざという時のために地域の防災訓練等に積極的に参加しましょう。

※この災害では、延べ100万人以上のボランティアが全国から集まり「ボランティア元年」と言われました。ボランティア活動への認識を深め、災害への備えの充実強化を図る目的で毎年1月17日は「防災とボランティアの日」、1月15日～21日は「防災とボランティア週間」と定められています。

# 健康・福祉



## 健康相談など

健康診査の結果や血圧・体重などを記入できる健康手帳を配布しています。(40歳以上の市民)  
配布場所 健康推進課、保険年金課、因島総合支所健康推進課、御調保健福祉センター、向島支所、瀬戸田福祉保健センター

### 尾道地域(向島を含む)

健康推進課(☎0848-24-1962)

- こころの健康・ひきこもり相談(要申込/定員各日2人)
- ◇1月26日(月) 13:30~16:30
- ◇2月10日(火) 13:00~16:00
- 場所 総合福祉センター
- 対象 こころの悩みのある人かその家族、または概ね18歳以上で6カ月以上ひきこもり状態にある人かその家族
- 担当 精神保健カウンセラー
- 成人健康相談
- ◇2月12日(木)
- 受付 9:30~11:00、14:00~15:30
- 場所 市民センターむかいしま
- 内容 集団健診結果説明、血圧・体脂肪・骨密度測定、健康相談(保健師)、栄養相談(栄養士)

### 因島・瀬戸田地域

因島総合支所健康推進課(☎0845-22-0123)

- 成人健康相談
- ◇2月2日(月)
- 受付 9:30~10:30
- 場所 瀬戸田福祉保健センター
- 内容 集団健診結果説明、血圧・体脂肪・骨密度測定、健康相談(保健師)、栄養相談(栄養士)

### 御調地域

御調保健福祉センター(☎0848-76-2235)

- こころの相談(要申込/定員2人)
- ◇1月28日(水) 13:30~15:30
- 場所 御調保健福祉センター
- 対象 こころの悩みのある人かその家族
- 担当 臨床心理士、保健師
- もの忘れ何でも相談室(要申込)
- ◇2月19日(木) 13:30~15:00
- 場所 御調保健福祉センター

対象 認知症状のある人を介護している家族

内容 もの忘れ等についての個別相談[申込等は尾道市北部地域包括支援センター(☎0848-76-2495)へ]

### 東部保健所での相談(要申込)

- B型・C型肝炎ウイルス検査
- ◇第2・4水曜(検査無料)
- ※他で検査機会がない人が対象です。※今まで検査を受けたことのない人が対象です。
- HIV抗体検査と相談
- ◇第2・4水曜(検査無料)
- 2月は第4水曜のみ
- ※匿名受付。電話相談随時
- アレルギー疾患相談
- ◇第3火曜 13:30~15:30
- 内容 生活・栄養相談(お子さんは母子健康手帳持参)
- ひきこもり相談(精神科医師による相談)
- ◇1月21日(水) 13:30~16:00
- 申 東部保健所保健課(☎0848-25-2011)